

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第65号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(調定) 第8条 [略] 2 歳入徴収担当者は、所属年度及び歳入科目が同一であり、かつ、2人以上の納入義務者に係る収入がある場合は、当該調定の合計金額により調定の手続を行うことができる。 3・4 [略] 附 則 1～7 [略] <u>(前金払の特例)</u> 8 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）のまん延を防止するため、知事又は岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部長から営業時間の変更その他必要な措置を講ずるよう要請を受けた者で、知事が別に定めるものに対し支払う経費については、当分の間、第54条の規定にかかわらず、政令第163条第8号の規定に基づき前金払のできる経費とする。</u>	(調定) 第8条 [略] 2 歳入徴収担当者は、 <u>消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項に規定する適格請求書を作成する場合を除き</u> 、所属年度及び歳入科目が同一であり、かつ、2人以上の納入義務者に係る収入がある場合は、当該調定の合計金額により調定の手続を行うことができる。 3・4 [略] 附 則 1～7 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。